

暗号資産の所得税にかかる所得区分の再検討

－譲渡所得該当性を中心として－

Reconsideration of Income Classification for Income Tax of Crypto-Assets

畠 中 貴 幸 鈴 木 翔
Takayuki HATANAKA Sho SUZUKI

キーワード：暗号資産，ビットコイン，雑所得，キャピタル・ゲイン，譲渡所得

1. はじめに

2008年にサトシ・ナカモトの名前で発表された論文に基づき誕生した暗号資産（当時は仮想通貨と呼ばれていた）、その代表格であるビットコインは、投機性の高さ、使用されているブロックチェーン技術の利便性から瞬く間に世界中に広がった。特に暗号資産の基盤であるブロックチェーン技術は日々進歩を重ね、今では多種多様な暗号資産やデジタルアセットが誕生し、これらを利用した決済手段や様々なサービスが提供されている。暗号資産は、専らインターネット上で取引され、かつ、管理者の存在を必要としないデジタル資産であるが、既存の法律、会計、税務に関する制度をどのように適用すべきかが必ずしも明らかになっておらず、また、そのまま適用することの難しい状況も多方面で生じている。本稿ではこのうち、税務の観点から、暗号資産の所得の区分に焦点を当てた検討を試みる。

現行、担税力の指標たる所得概念は、主として包括的所得概念が採用されており、その所得の範囲は制限的所得概念¹よりも広く、キャピタル・ゲイン（資産の値上がり益）や受贈益等の一時的・偶発的・恩恵的利得をも含めて定義されている²。包括的所得概念としての特徴は、キャピタル・ゲインの取扱いにおいて鮮明になるといわれ³、現行の所得税法は所得の種類を10種類に区分しつつも雑所得の規定を置くことにより、その採用を担保するかたちをとっている⁴。

そのうえで、暗号資産にかかる所得は、所得税法上、原則として雑所得に該当すると解されており、例外としては事業所得のみが限定的に容認されうる。これは、国税庁の公表する「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」（令和3年6月30日付）の解釈に沿った取扱いとなる。現行上、暗号資産に関しては、外国通貨にかかる為替差損益の所得区分と同様に取り扱うという理解に収束

1 反復継続的に生ずる所得のみを所得とする考え方。

2 中里実ほか編『租税法概説』84頁（有斐閣，2011）。

3 中里・前掲注2）84頁。

4 水野忠恒『租税法〔第4版〕』159頁（有斐閣，2009）。

されつつあるように思われるところであるが、改めて他の所得の該当性を検討することにはいまだ意味があるものとする。確かに所得税は、細分化された所得分類によって行われる所得計算のみならず、損益通算(計算体系)との仕組みもあるため、従来から実現原則の下で生じ得るチェリー・ピッキングに有効に対処してきた仕組み⁵であると理解することもできる。しかし、それだけでは原則として雑所得とする根拠としていまだ十分とはいえない。現状では、他の所得との損益通算を認めないといったことのみが強調されるかたちとなっており、納税者の理解が追いつかないようにも思われる。また、暗号資産と同様とされている外国通貨は、その為替差損益にかかる所得として暗号資産よりも歴史がある。暗号資産の所得税にかかる所得区分に関してはいまだ研究の続く領域といえ、その取扱いの妥当性に関してまで及んでいないとも思われる。

そこで、本稿ではこれらに関し、暗号資産にかかる所得における所得区分として、いまだ議論の余地がある譲渡所得の該当性を中心として再検討することを目的とした。検討にあたっては、その価格変動性をも踏まえた投機目的に焦点を絞り検討を行った。

2. 現行の取扱い—原則として雑所得—

(1) 暗号資産

① 現行下での暗号資産

暗号資産⁶は、その代表であるビットコインの登場に端を発し⁷、その後の様々なブロックチェーン技術の登場によって、ビットコインの代替となるアルトコイン(イーサリアム、リップル、ライトコインなど)、ブロックチェーンの仕様変更(分裂)というかたちで多様化を続けている⁸。その種類としてもビットコイン型にとどまらず、現在は、企業等が電子的にトークン(証票)を発行し、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行うICO(Initial Coin Offering)といった資金調達手段にまでその種類を増やしている⁹。

また、その価格変動を安定させるためにステーブルコインといった種類のものまで生み出された。ステーブルコインは、暗号資産の価値変動が大きいことから、特定資産にその価値を裏付けることにより安定させ、支払手段として広く普及させるために開発されている¹⁰。

5 吉村政穂「金融所得課税の一体化」『租税法の基本問題』351頁(有斐閣、2007)。

6 従来の「仮想通貨」。令和2年5月1日施行の資金決済法の改正によって現在の暗号資産へと名称統一された。

7 ビットコインは、Satoshi Nakamoto氏によるインターネット論文(2008年公開)を受けて、2009年からその運用が開始している。

8 野坂和夫ほか「多種多様な暗号資産に応じた所得区分該当性の探求—支払手段の視点からの雑所得または譲渡所得にすべきかの理論分析—」会計プロGRESS23、19-20頁(日本会計研究学会、2022)。

9 さらにいえば、権利としての機能を有するガバナンストークン、メタバースの浸透に伴う暗号資産の利用など、その使い方も広がりを見せている(泉絢也ほか「暗号資産の税務上の問題と未来」税務弘報70巻10号125頁(中央経済社、2022)参照)。

10 野坂・前掲注8)20頁。ステーブルコインに関しては、2022年5月のテラ(Terra USD)がドルとの連動性を保てずに暴落したことを受けて、令和4年6月3日、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、ステーブルコインへの規制が強化されている。

しかし、こういった暗号資産の多様化は、目に見えないインターネット上であることも相俟って、本来の機能である支払手段としてだけにとどまらなくなっている。当初はその支払い手段を補充したり普及させるためにあったものが、投機を目的としたもの、資金調達を目的にしたものに機能を変えて、新たな暗号資産の機能を生み出し続けている。

暗号資産は現在21,000種類以上もあり¹¹、そのほとんどは国内の取引所で取引されていないものである。取引所を介さない場合にあつては、第三者を介さず相対取引により所得が生じるため、そのすべてを把握することが事実上難しい。このため、租税法上では現在、所得税をはじめとした各税目ごとにその取扱いが議論され続けている。

② 租税法上での暗号資産

譲渡所得における資産性を検討するにあたっては、まず、租税法上での暗号資産について確認する必要がある。

租税法上では、暗号資産についての定義がない。そのため、暗号資産の定義、すなわち概念については解釈上の問題が生じる¹²ところ、租税法上の概念としては資金決済に関する法律から借用されることとなる。これは、租税法上で固有の定義や概念がない場合には、他の法分野におけると同じ意義に解釈するのが租税法律主義＝法的安定性の要請に合致するためである¹³。そこで、租税法上の概念としては資金決済に関する法律2条5項における定義、すなわち概念から借用されることとなる。同条項は、暗号資産につき以下のように定義する¹⁴。

- (イ) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。（ロ）において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- (ロ) 不特定の者を相手方として(イ)に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

そのうえで、消費税法では、「支払手段に類するもの」（消費税法施行令）として規定する法別表第一第2号の支払手段にあたる¹⁵としている。これら定義や概念からの借用といった場合には、支払手段として、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものとされる¹⁶。

これらを踏まえて、所得税法では暗号資産についての定義や概念に関して明文の規定がない。そこで、暗号資産という名称のとおりには財産的価値のある資産ではあるものの、支払手段としてキャピタル・

11 Coin Market Cap <https://coinmarketcap.com/ja/> (2022.10.26閲覧)。

12 酒井克彦『30年分申告・31年度改正対応 キッチアップ 仮想通貨の最新税務』107頁（ぎょうせい、2019）。

13 金子宏『租税法 [第24版]』127頁（弘文堂、2021）。

14 ただし、金融商品取引法2条3項に規定する電子記録移転権利を表示するものは除かれる。

15 消費税法基本通達6-2-1。

16 泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性－アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして－」税法学581号6頁（日本税法学会、2019）。

ゲインを生じない資産としての概念を借用することとなる。すなわち、その売却又は使用により生じた利益は譲渡所得に該当しないという結論となる。

(2) 現行の取扱い—行政解釈—

暗号資産の売却等により生じた利益に関しては、国税庁による「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」（令和3年6月30日付）において、暗号資産取引により生じた利益は、所得税の課税対象となり、原則として雑所得に区分される取扱いが公表されている。当該取扱いは行政解釈であるところ、実定法上の解釈としては所得税法33条1項に定められた「譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう」との文言解釈、そのうえで、多様に行われる各暗号資産取引が、同条2項を踏まえて譲渡所得の基因となる「資産の譲渡」に該当するか否かといった問題となる。

暗号資産には資金決済（支払）手段、投機対象としての手段、資金調達的手段などといった様々な手段に今日では用いられている¹⁷。ただし、これらのうち投機対象に関しては、株式やFX¹⁸といった投資により生じた利益が、原則として譲渡所得に区分され20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）の分離課税となる。比して、暗号資産の売却等により生じた利益については、原則として雑所得に区分され超過累進税率（最高45%）の適用を受ける総合課税とされる。総合課税の取り扱い、雑所得の金額の計算上で損失が生じた場合にあっては、その損失の額について他の所得（給与所得など）と損益通算することができない意味をもつ。株式やFXと暗号資産とは、投機対象としてだけを見れば同じように思われるが、租税法上での取り扱いが異なるために税額が異なり、投機対象としての暗号資産への意思決定に大きな影響を及ぼしうる。

3. 暗号資産の所得税にかかる所得区分の再検討—譲渡所得該当性を中心として—

(1) 所得税法33条1項にいう譲渡所得の性質

所得税法33条1項は、「譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう」と定めている。文言からすれば、譲渡所得に該当するか否かといった課税要件事実の認定にあたっては、「資産の譲渡」についての解釈が必要となる。金子宏氏によると、同条項にいう譲渡所得の性質は、キャピタル・ゲイン（capital gains）、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである旨述べられて

17 泉絢也ほか「暗号資産の税務上の問題と未来」税務弘報70巻10号125頁（中央経済社、2022）。

18 FX（外国為替証拠金取引）とは、外国為替（外国通貨）の売買を、一定の証拠金（保証金）を担保にして、その証拠金の何十倍もの取引単位（金額）で行う取引をいう（国税庁ホームページ「No.1521 外国為替証拠金取引（FX）の課税関係」）。その課税関係は申告分離課税とされる。差金決済による差損が生じた場合には、他の先物取引に係る雑所得等の金額に限り損益通算が可能となる（租税特別措置法41条の14、41条の15）。令和2年度税制改正により、租税特別措置法41条の14（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）及び同法41条の15（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、申告分離課税）について、その適用対象から、暗号資産に係るデリバティブ取引の差金等決済に係る雑所得等を除外することとされた（租税特別措置法41条の14第1項2号）。

いる¹⁹。学説上では清算課税説といわれる考え方である。この考え方に沿って同条項の「資産の譲渡」をみた場合、通貨的な性質としての金銭、及び金銭債権からはキャピタル・ゲインが生じないものと解される。これを仮想通貨にあてはめた場合には、通貨的な性質を強調するほどに、譲渡所得に該当しないと解釈が導かれることになる²⁰。

なお、清算課税説の考え方に対しては、譲渡所得の性質を収益から取得費を控除した純所得であるといった考え方（譲渡益説）もある。しかし、学説および裁判例では清算課税説が支配的となる²¹。東京高裁令和3年5月20日判決（LEX/DB 25591780）においても、譲渡所得課税の趣旨は、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、その時点において譲渡人の下に生じている増加益に対して課税する」ためであるとされている。

（2）譲渡所得における資産

譲渡所得（所得税法33条1項）における資産については、金子宏氏が「譲渡性のある財産権をすべて含む観念」²²と述べられるように広く解されており、租税法固有の概念としては、その範囲にビットコイン等の暗号資産なども当然に含まれると解されるようになっていく。

また、譲渡所得の性質、すなわち所有期間中の増加益（値上がり益）課税としての性質からすれば、譲渡所得を発生させる資産は、値上がり（または値下がり）するような何かであれば、すべてこれにあたり、経済的な価値があって他人に移転可能な、あらゆるものが譲渡所得を発生させる資産に該当することが導きうる²³。これは、現金や金銭債権のようにそれ自体が他のモノや利益の価値を測る尺度であれば、値上がりや値下がり、すなわちキャピタル・ゲインを生じないため、譲渡所得における資産には該当しないと理解につながり、今日では一般的になっている²⁴。

これに関して、近年の裁判例としては、東京高裁平成27年10月14日判決がある。

原告は、自らの保有する銀行の株式（預金保険法74条1項の管理を命ずる処分を受けた銀行の株式）を譲渡したが、その株式譲渡時がまだ銀行の清算手続前にあったことからすれば、その株式の経済的価値を認めるべきか否か、及びそれによって所得税法33条1項に規定する譲渡所得の基因となる「資産」に該当するか否かが争われた。

第一審判決²⁵は、所得税法33条1項に規定されている譲渡所得に対する課税の趣旨として、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転する機会にこれを清算して課税する趣旨のものであり、売買交換等によりその資産の

19 金子・前掲注13) 263頁。

20 酒井克彦「所得税法上の所得区分の在り方」税法学第579号209頁（日本税法学会、2018）。

21 酒井・前掲注20) 214頁。

22 金子・前掲注13) 265頁。

23 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第2版補正2版]』87頁（弘文堂、2020）。

24 佐藤・前掲注23) 87-88頁。

25 東京地裁平成27年3月12日判決（LEX/DB 25524736）。

移転が対価の受入れを伴うときは、上記の増加益が対価のうちに具体化されるので、これを課税の対象として捉えたもの」として、株式の経済的価値を構成する自益権及び共益権が「現実に行使し得る余地を失っていた」とときには、もはや「増加益を生ずるような性質を有する譲渡所得の基因となる『資産』には該当しないものと解するのが相当」として原告の請求を棄却した。これに対し、原告は控訴した。

控訴審判決²⁶では、第一審の判断が維持されており、「株主権の行使が法律上可能であるからといって、その点に経済的価値が見いだされ、本件株式が取引の対象とされるということは考えられない。そうすると、本件株式譲渡の時点で、既に本件株式は、経済的価値を喪失していたことには変わりない」として、当該銀行株式には経済的価値は認められず、所得税法33条1項に規定する譲渡所得の基因となる資産に該当しないと判示した。控訴審も棄却された²⁷。

譲渡所得の資産の範囲は租税法上では広く解されるどころ、当該判示は経済的価値の喪失をもって資産性を否定している。譲渡所得における資産（資産性）にあっては、実質的な経済的価値の有無に視点のあることが窺われる。ただし、これに関して、浅妻章如氏によれば、所得計算上のプラスが生じた場合は、当該プラスが無視されにくく、主に所得分類の問題となり、比して、所得計算上のマイナスが生じた場合は、当該マイナスが無視されるかが問題となり、資産性が意味を持ちやすいとも述べられている²⁸。

以上を暗号資産にあてはめると、暗号資産は経済的な価値の認められる資産に該当するというだけでなく、その所得計算上のプラスやマイナスといった視点からしても、その資産性が無視されにくい状態となっていると考えることもできる。これは暗号資産であっても変わらないといえ、主に所得分類が問題となっていることからすれば、留意すべき点であるといえる。

(3) 譲渡所得における譲渡

所得税法33条1項の譲渡所得の性質は、(1)で述べたように、資産そのものの価格変動に伴うキャピタル・ゲイン（ロス）に対応するものであるといわれることが支配的となる。ここで、同条項にいう譲渡に関しては、その時期や範囲について解釈を要することとなる。

譲渡の時期は、実現の機会を待って課税することが原則である²⁹。ただしその結果として、所得発生と課税適状に至った時点との間には、時間的懸隔の生じることが避けられない³⁰。

譲渡の範囲については、金子宏氏によれば、「有償であると無償であるとを問わず所有権その他の

26 東京高裁平成27年10月14日判決（LEX/DB 25447792）。

27 上告棄却・上告不受理（最高裁平成29年2月7日決定（LEX/DB 25563622））。

28 浅妻章如「資産の意義」『別冊ジュリストNo.253租税判例百選 [第7版]』85頁（有斐閣，2021）。

29 所得税法上の課税所得計算上の収入金額の収入すべき時期については、「現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があつたものとして右権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される」（最高裁昭和53年2月24日判決 LEX/DB 21061000、国税不服審判所平成24年7月24日判決 LEX/DB 26012596など）。行政解釈としては所得税基本通達36-2など。

30 吉村・前掲注5）352頁。

権利の移転を広く含む観念」³¹と述べられる。また、譲渡所得の性質からしても、その譲渡は、資産に対する所有など、支配を他人に引き継がせるあらゆる行為が譲渡にあたる旨述べられている³²。

ただし、実際の暗号資産にかかる取引は様々であるから、その譲渡があったか否かをその時期や範囲からみていく場合には、そのあてはめを可能とするような取引形態の分類や整理が意味をもつ。これに関しては、まず、安河内誠氏が仮想通貨（暗号資産の旧称、以下同じ）の移転等の原因（利用手段）となる取引として、法定通貨による仮想通貨の売買、財やサービスの対価の決済手段としての利用、新規に発行される仮想通貨の取得（マイニング）、送金手数料の受取りや支払・寄付などを挙げて分類されている³³。また、酒井克彦氏によると、仮想通貨の取引については、そのほとんどが仮想通貨交換所を介して行われていることから、取引形態として、現物取引と現物を伴わない証拠金・信用・先物取引に分類して述べられている³⁴。

そのうえで、令和2年の改正資金決済に関する法律の施行によって仮想通貨から暗号資産へと呼称が変更され、令和3年6月30日付けで公表された「暗号資産に関する税務上の取扱い（情報）」では、所得課税（所得税及び法人税）の課税対象となりうる場合の例示として、主に以下の5つを挙げてその各課税関係を説明している³⁵。

- ・暗号資産を売却した場合
- ・暗号資産で商品を購入した場合
- ・暗号資産同士の交換を行った場合
- ・暗号資産の分裂（分岐）により暗号資産を取得した場合
- ・マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合

（4）譲渡所得の基因となる資産の譲渡

所得税法33条1項にいう「資産」の「譲渡」であった場合、原則として譲渡所得として課税される。ただし、この「資産」としての性質を否定するかたちで、同条2項は「たな卸資産」等の譲渡を、更に所得税基本通達33-1ではそれに加えて「金銭債権」等の譲渡を、それぞれ除外する。これらは、資産の譲渡であっても譲渡所得の基因となる資産の譲渡ではないといった解釈に導かれる。

（5）行政解釈及び先行研究－暗号資産における譲渡所得の基因となる資産の譲渡－

泉絢也氏によると、暗号資産の譲渡における「資産の譲渡」該当性、すなわち所得税法33条1項の適用可否にあたっては、譲渡所得の基因となる資産の譲渡に非該当とするための解釈として、次の3つに分類できる旨を述べている³⁶。

31 金子・前掲注13) 266頁。

32 佐藤・前掲注23) 88頁。

33 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い－現状と課題－」税務大学校論叢第88号389-392頁（2017年）。

34 酒井・前掲注12) 15-16頁。

35 なお、他にも、所得税の課税対象となりうるケースとして、暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合、暗号資産で損失が生じた場合、暗号資産の証拠金取引、暗号資産の信用取引、暗号資産による給与等の支払についても挙げられている。

36 泉絢也「なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？－国会における議論を手掛かりとして－」千葉商大論叢57巻1号、110-111頁（2019）。

① 営利継続性肯定説

所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」に該当する。

しかし、同条2項により譲渡所得から除外される所得、すなわち営利継続的な資産の譲渡による所得（棚卸資産等の譲渡による所得など）に該当するといった見解。

② 資産性否定説

所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」における「資産」に該当しないとする見解。これは、暗号資産はキャピタル・ゲイン又はロスを生まないものであるから、所得税法33条にいう「資産」には該当しないといった考え方である。所得税法33条1項の本質はキャピタル・ゲインであって、譲渡所得に対する課税は、「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの」と解すべき³⁷ところ、金銭³⁸とも定義しうる暗号資産は価値尺度であるから、キャピタル・ゲインを生まずに資産に含まれないとする見解である。所得税基本通達33-1において除外される金銭債権等のように、譲渡所得の基因となる資産から除外される資産（譲渡所得での資産性を否定される資産）といった考え方である。

③ 資産の譲渡による所得否定説

所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」には該当しない。これは、暗号資産の譲渡により生じる所得がキャピタル・ゲイン又はロスでない以上、資産性を問わず、暗号資産の譲渡は一律に同条項の「資産の譲渡」に該当しないとする見解である。

所得税基本通達33-1は、譲渡所得の基因となる資産の範囲につき「法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産」としており、その範囲から金銭債権等を除外している。当該通達を踏まえるのであれば、行政解釈上は、②資産性否定説の考え方が整合した解釈となる³⁹。ただし、当該解釈はあくまで行政解釈であるから、財産的価値のある暗号資産の性質を踏まえると、譲渡所得の基因となる資産であるかは疑問であるといった指摘もある⁴⁰。

(6) 再検討

(3) のような様々な暗号資産取引からみれば、暗号資産自体には結果として経済的な価値が認められること、暗号資産は関連する取引によって結果としてその経済的な価値が移転していること、の二点には違いがない。そのため、暗号資産取引はその移転等があれば、広い譲渡概念の範囲内に当然に含まれるものと解される。ただし、その各取引に至った目的、すなわち個々の取引目的や保有目的の違いがあることは当然にありうるものであって、その事情はケースバイケースといえよう。この点、所得税法33条2項において除外される資産、行政解釈である所得税基本通達33-1において

37 最高裁昭和43年10月31日判決（LEX/DB 21029100）及び最高裁昭和47年12月26日判決（LEX/DB 21041120）。

38 例えば、「金銭」については、国税徴収法67条3項が規定する「金銭を取り立てたとき」の「金銭」のように金銭的価値の意味で用いられると捉えることもできる（古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」金融研究14巻4号、140頁（日本銀行金融研究所、1995）参照）。

39 泉・前掲注12）110頁。

40 山岡美樹「税務相談Q&A 所得税 暗号資産を売買した場合」税経通信Vol.77 No.6、142頁（税務経理協会、2022）。

除外される資産のみでは完全に対応することが難しいものと考えられる。実際には、暗号資産の保有目的や取引目的について取引形態ごと、保有者や保有銘柄ごとに斟酌して判断することが現実的ではないといった問題も抱えるところであるが、ほぼ一律に雑所得として取り扱われるといった結論は極端であるとも考えられた。

なお、解釈に沿った問題としては次の二つが考えられる。一つめは、所得発生と課税適状に至った時点との間に時間的懸隔の生じることが避けられない⁴¹ことから、その保有目的と取引目的との間に差異が生じた場合にはいずれを選択すべきかといった問題である。また、二つめは、暗号資産にまつわるその経済的な価値がキャピタル・ゲインであるのか否かといった判別の問題が考えられる。

筆者としてはこれらの問題について、暗号資産にかかる保有目的等の情報が取引当事者にしか見えない内心（目的等）であることから、仮に納税者側からの申請（事前の届出など）により担保するのであれば、譲渡所得該当性の余地があるようにも思われた。ただし、複合的な暗号資産の現状からすれば、雑所得以外の所得に該当するとした場合に生じる問題、最終的にはいずれの所得に属するかという大きな問題が生じてしまう。この点、国税庁は、暗号資産取引から生じた所得が事業所得以外に該当しない旨を公表している⁴²ため、そういった問題は生じない。

4. 外国通貨にかかる為替差損益との比較検討

暗号資産はいまだその歴史が浅いものであって、そこから生じた利益の所得区分該当性につき直接争われた裁判例は見当たらなかった。そのうえで、暗号資産取引により生じた利益（損失）は、その所得区分において、外国通貨にかかる為替差損益と同様の性質にあるといわれている⁴³。しかし、その法的根拠についてまではいまだ明らかではない⁴⁴。

以下は、外国通貨にかかる為替差損益について、先行研究及び裁判例を踏まえながら整理と比較を行い、暗号資産取引により生じた利益（損失）の現行の取扱い（原則として雑所得）、更にはその性質についての検討を行った。

（1）外国通貨にかかる為替差損益の性質

現在、所得税上での外国通貨にかかる為替相場の変動による損益は、原則として雑所得とされている。当該取扱いは、外貨それ自体がモノや利益をはかる価値尺度であるか否かによって解釈が異なり、先述3の（5）における譲渡所得該当性を否定するための解釈分類②及び③（①は事業所得該当性であるために除く⁴⁵）にあてはめて比較した場合、次の図表1のように整理することができる。

41 吉村・前掲注30) 352頁。

42 暗号資産の取引により生じた損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、①その暗号資産取引自体が事業と認められる場合、②その暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合は、雑所得から除かれる旨が公表されている（国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱い（情報）」（令和3年6月30日付）。この場合には事業所得として取り扱われる。

43 石橋三男「暗号資産取引に係る損失の額の所得内通算」税理Vol.65 No.2, 61頁（ぎょうせい、2022）。

44 泉・前掲注16) 7頁。

45 なお、外国通貨にかかる為替差損益に関して、原告らの行った商品先物取引による損失について、事業所得の金額の計

図表 1 暗号資産と外国通貨の取り扱いの比較

	価値尺度	性質	清算課税説に沿って否定する方法
暗号資産	○	支払手段	資産として否定 (譲渡所得の基因となる「資産」に非該当)
	×	資産	資産の譲渡として否定
外国通貨	○ 外国では法定通貨であるため	支払手段	資産として否定 (譲渡所得の基因となる「資産」に非該当)
	×	資産	資産の譲渡として否定



明文がないために
いずれとも解しうる

(出所：筆者作成)

暗号資産は、租税法固有の観念として譲渡所得における資産に含まれると解される(先述3の(2)参照)から、清算課税説に沿って否定する方法としては、譲渡所得の基因となる資産に該当しないといった見解が有力な方法となる。

暗号資産は、支払手段以外にもその保有目的からみて機能が見受けられるところ、その投機目的としての機能を踏まえて考えてみると、外国通貨と同様の性質を有するといった説明は妥当しえない。この点、泉絢也氏は、ビットコインのような暗号資産に対して抱く通貨(支払手段)としての価値、その信用は、通貨(円やドル)などに対する信用と同じレベルにあるとはいきれない旨⁴⁶を述べている。原則として雑所得とするためには、改めてその根拠が必要となっていることが窺われる。

(2) 裁判例

裁判例においても、外国通貨にかかる為替差損益は雑所得に該当すると解されることが有力となる。外国通貨にかかる為替差損益の雑所得該当性が争われる中で、その性質が言及された近年の裁判例として東京高裁平成30年3月8日判決(LEX/DB 22000490)がある。

平成23年度から平成25年度の各年度の所得税等申告について、平成24年度の所得税等申告が平成25年度の申告後(期限後申告としての提出)となったことにより、租税特別措置法(平成26法律第10号による改正前)41条の15(外国為替証拠金取引(FX取引)等にかかる雑所得について、先物取引の差金決済に係る損失の繰越控除)の適用可否について争われた⁴⁷事案である。

第一審判決⁴⁸では、判決文中、同条項の趣旨について、「個人投資家の資産運用の場の選択に当たり、税負担の公平・中立性を確保することにより、公正な価格形成及び価格変動のリスクヘッジの場と

算上生じたものであるか、または雑所得の金額の計算上生じたものであるかが争われた事案としては名古屋地裁昭和60年4月26日判決(LEX/DB 22000490)参照。

46 泉・前掲注16) 11頁。

47 同条3項では、「連続して確定申告書を提出している場合」という文言があり、その適用可否が争われた。

48 長野地裁平成29年9月29日判決(LEX/DB 25563471)。

しての機能を十分に発揮できる流動性に富んだ先物市場を形成することが必要であるとの観点から、平成15年度税制改正の一環として創設されたものである」と判示して、同条項の適用ができないとして原告の請求を棄却した。これに対し、原告は控訴した。

控訴審判決⁴⁹においても、この判断は維持されている。

(3) 検討

暗号資産とFXのような外国通貨への投資との共通点は、所得の発生が偶発的であることにある。そこから、FXのような外国通貨への投資は、当該判決が判示したように、原則として事業所得に該当しないというのが妥当であり、投機目的の暗号資産においても同様にあると考える。

そのうえで、もう一つの共通点としては、両者が譲渡所得該当性においても否定される点にある。これは、法形式上では資産であっても、所得税法33条1項にいう譲渡所得の基因となる資産に該当せず、実質上では他の所得や同一所得内での損益通算、ひいては損失の繰越控除を容認しえないといったスタンスにおいても共通している。

FXのような外国通貨から生じた為替差損益は、投機目的で生じたものであるから、その雑所得に該当するにあたっての政策的な対応もなされている（租税特別措置法41条の15など）。しかし、暗号資産に関してはいまだない⁵⁰。この点、清算課税説の考え方を前提にすれば、譲渡所得は実際に得た譲渡対価による課税ではなく、これまでに課税されないまま経過した過去の値上がり分に対する課税であるから、清算課税説によってその譲渡所得該当性が否定される暗号資産にあっても、やはり暦年単位で区切られた所得税課税における政策的な対応が必須であるように考えられる。

5. 結論と今後の課題

租税法上では、暗号資産を資産と観念するか否か、資産と観念するのであれば所得税法33条1項にいう譲渡所得の基因となる資産に該当するの否かといった点につき、いまだ明確でない。

これに関して筆者は、暗号資産における保有目的の多様性があると考えられ、その個々の性質や種類の違いからすれば、キャピタル・ゲインに相当する部分を厳密に計算し課税要件事実として、あてはめを行っていくことが難しいと考える。このため、暗号資産にかかる所得は、他に目的のあることが明らかな場合を除き、譲渡所得非該当とすることが避けられないものと考えられた。保有目的を問わずに支払手段として利用することができるのであれば、それはやはり価値尺度の増減にすぎないといった外観を有しており、キャピタル・ゲイン又はロスではないといわざるをえない。ただし、暗号資産はその個々の性質に応じた保有目的が異なること、価格変動性の高いことなどを踏まえれば、ほぼすべてを一律に雑所得とする取扱いは飛躍しすぎているように思われる。国税庁は、雑所得以外の区分に関して事業所得に限り容認しうる旨を公表しているが、その適用にあたっては

49 東京高裁平成30年3月8日判決（LEX/DB 22000490）。

50 なお、令和2年度税制改正により、先物取引に係る雑所得等の課税の特例（租税特別措置法41条の14第1項）及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（租税特別措置法41条の15第1項）の対象から、暗号資産デリバティブに係る雑所得等が除外されている。

為替差損益と同様にして、きわめて限定的に解されるにとどまる⁵¹。

外国通貨にかかる為替差損益にあっても、その根拠などにおいていまだ明確でない部分が多い。

現行の具体的な区分となる原則として雑所得といった区分は、資金決済に関する法律や消費税法においても支払手段として位置付けられていることと整合するため、暗号資産に関してのみを、所得税法上の固有の性質や取扱いとして見出すことは妥当しないと考える。ただし、原則が雑所得であることに対する例外として、事業所得のみを限定的に解釈することには問題がある。納税者側からすれば、実態にそぐわない課税を負担させられているといった認識に至りやすい状況になっているためである。そもそも、支払手段以外の暗号資産は、所得税に所得区分が設けられていることからすれば、雑所得に区分されるといった解釈の前に、他所得への該当性がまずは問われるべき⁵²であろう。探求としては一時所得該当性なども含めた検討が必要と考えられたところであり、今後の研究課題としたい。

[後記] 本研究は公益財団法人・石井記念証券研究振興財団による助成（令和4年度グループ研究）による成果である。謝してここに記す。

51 実務上、例えば会社員（給与所得者）が副業として暗号資産への投資を行っても、所得区分においては「事業所得等には該当せず、原則的な雑所得に該当する」とされる（延平昌弥ほか著『事例で学ぶ 暗号資産（仮想通貨）の会計・税務Q&A60選』138頁（清文社、2019）。

52 所得税法35条1項は、雑所得について「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」としており、他の所得に該当しないことを経て雑所得とされる規定ぶりとなっている。

参考文献

- 浅妻章如「値上がり益課税適状の時期-所得税法58条・法人税法50条の交換特例をきっかけに-」金子宏編『租税法の基本問題』377-396頁（有斐閣,2007）。
- 浅妻章如「資産の意義」『別冊ジュリストNo.253租税判例百選 [第7版]』84-85頁（有斐閣, 2021）。
- 石橋三男「暗号資産取引に係る損失の額の所得内通算」税理Vol.65 No.2, 61-64頁（ぎょうせい, 2022）。
- 泉絢也「仮想通貨の譲渡（売却又は使用）と所得税法上の所得区分-外国通貨や為替差損益に対する課税問題も視野に入れて-」税務事例589号13-27頁（財経詳報社, 2018）。
- 泉絢也「仮想通貨（暗号通貨, 暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性-アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして-」税法学581号3-32頁（日本税法学会, 2019）。
- 泉絢也「なぜ暗号資産（仮想通貨, 暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか?-国会における議論を手掛かりとして-」千葉商大論叢57巻1号, 109-133頁（2019）。
- 泉絢也ほか「暗号資産の税務上の問題と未来」税務弘報70巻10号121-144頁（中央経済社, 2022）。
- 金子宏『租税法 [第24版]』（弘文堂, 2021）。
- 河合健『Q&A実務家のための暗号資産入門-法律・会計・税務-』（新日本法規出版株式会社, 2020）。
- 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第2版補正2版]』（弘文堂, 2020）。
- 酒井克彦「所得税法上の所得区分の在り方」税法学第579号207-232頁（日本税法学会, 2018）。
- 酒井克彦『30年分申告・31年度改正対応 キャッチアップ 仮想通貨の最新税務』（ぎょうせい, 2019）。
- 中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣, 2011）。
- 野坂和夫ほか「多種多様な暗号資産に応じた所得区分該当性の探求-支払手段の視点からの雑所得または譲渡所得にすべきかの理論分析-」会計プロGRESS23, 15-30頁（日本会計研究学会, 2022）。
- 延平昌弥ほか著『事例で学ぶ 暗号資産（仮想通貨）の会計・税務Q&A60選』（清文社, 2019）。
- 古市峰子「現金, 金銭に関する法的一考察」金融研究14巻4号, 140頁（日本銀行金融研究所, 1995）。
- 水野忠恒『租税法 [第4版]』（有斐閣, 2009）。
- 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い-現状と課題-」税務大学校論叢第88号357-451頁（2017）。
- 山岡美樹「税務相談Q&A 所得税 暗号資産を売買した場合」税経通信Vol.77 No.6, 141-143頁（税務経理協会, 2022）。
- 吉村政穂「金融所得課税の一体化」『租税法の基本問題』351-376頁（有斐閣, 2007）。
- 内閣府 第17回税制調査会（2022年10月4日）会議資料 [総17-1] 財務省説明資料（個人所得課税）。
- PwCあらた有責任監査法人『仮想通貨の会計・税務・監査』（中央経済社, 2018）。

